

令和4年度 第11回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和4年11月7日(月) 13時30分～15時47分
開催場所	横浜市役所18階 なみき16・17会議室
出席委員	奥委員(会長)、菊本委員(副会長)、上野委員、片谷委員、五嶋委員、田中稲子委員、田中修三委員、田中伸治委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	押田委員、酒井委員、中西委員、藤井委員
開催形態	公開(傍聴者 2人)
議 題	1 (仮称)北仲通北地区B-1地区新築工事 環境影響評価準備書について 2 (仮称)関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書について
決定事項	令和4年度第10回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する
議事	<p>1 令和4年度第10回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題 (1) (仮称)北仲通北地区B-1地区新築工事 環境影響評価準備書について ア 諮問 イ 環境影響評価準備書手続について事務局が説明した。 ウ 質疑、特になし エ 環境影響評価準備書の概要について事業者が説明した。 オ 質疑</p> <p>【奥会長】 御説明どうもありがとうございました。 それでは、ただいまの御説明について委員の方から御質問や御意見がありましたら、お願いしたいと思います。 挙手をしていただければ、私の方から指名をさせていただきます。 いかかでしょうか。はい、藤倉委員どうぞ。</p> <p>【藤倉委員】 廃棄物についてです。実際の準備書の方を見ますと、リサイクル率は平均値を使っていて、平均値どおりに処分をするとこのぐらいの処分量だということ予測値とされていて、環境保全措置については、できる限りリサイクルをするというような趣旨は書いてあるのですが、具体的に、リサイクル率何パーセントを目標にといったような記述がないように見られるのですが、そのような理解で良いかということと、実際にどこまでリサイクルをするという目標は持っていないのかというのを教えてください。</p> <p>もう1点です。建設発生土に関連して土壌汚染の方で掘削をする場合ということ、まだ掘削するかどうか措置として決めていないということなのですが、もし土壌汚染についても掘削除去をする場合は、どのぐらいが見込まれるのか試算値があれば教えてください。以上の2点です。</p> <p>【奥会長】 事業者の方、お答えをお願いいたします。</p> <p>【事業者】 まず最初の質問で、予測評価のリサイクル率の目標は、今回の予測評価の中では設定をしておりません。どのぐらいリサイクル率が進むかという点については事後調査の中で、報告をさせていただきたいというふうに考えています。</p> <p>それから土壌汚染についての掘削除去の量については、まだ詳細につい</p>

ては把握をしておりませんで、現在その状況については関係機関と協議をした上で調整を図っているところでございます。

【奥会長】 はい、藤倉委員どうぞ。

【藤倉委員】 準備書の P6.3-20 などを見ると、例えば工事の実施に伴う産業廃棄物の、ペットボトルのリサイクル率が52パーセントなどというのは非常に低いのであって、もう少し環境保全措置としては、具体的なところを目標に設定をした具体的な措置がなされると良いと、まず意見として申し上げます。

それから、建設発生土の量は推定されているのですが、土壌汚染の方でもし掘削除去をすると、建設発生土に対して、土壌汚染としての搬出量がどのぐらいなのかということの目安を、もし最大掘削するのなら、このぐらいの土が出るという点を試算されるべきではないかと思えます。意見として以上で結構です。

【奥会長】 ありがとうございます。

2点、御意見いただきましたが、事業者の方、現時点で何か御回答ございますか。

【事業者】 土壌汚染で、最大どのぐらいの掘削が見込めるようになるかという点については、整理をして回答させていただきたいと思えます。

【奥会長】 リサイクル率の方は、どうですか。

【事業者】 リサイクル率も予測評価はこの平均値でやっておりますけど、おそらく委員の言われたように、それ以上は十分に見込めるとは思っていますが、それについては事後調査の段階で明らかにしたいというふうに思っております。

【奥会長】 藤倉委員よろしいですか。

【藤倉委員】 とりあえず結構です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。それでは次、片谷委員お願いします。

【片谷委員】 私が聞き漏らしたかあるいは図書に書いてあるの見落とししているかである可能性もあるのですが、今日の御説明で、方法書段階より建物の高さが低くなったというお話、御説明があったのですが、これは何か環境影響を考慮して低くされたのか、あるいは設計上の変更と、ということなのか、どちらでしょうか。1点目です。

【奥会長】 お答えをお願いします。

【事業者】 最高高さが約170から約160になったのは、あくまでも設計上の問題でございませう。

【片谷委員】 特に何かの環境要素を考慮して低くしたということではないということではよろしいのですね。

【事業者】 建物の外観景観等のバランス等も含めた上で設計のいろいろな納まりを検討しまして、今の形態にさせていただいたという内容になります。

【片谷委員】 分かりました。日影とか電波障害とかが問題になる、というようなことを考慮されたのかと思ったものでお尋ねしました。結構です、そのお答えで。もう1点、会長、続けてよろしいですか。

【奥会長】 よろしくお願いします。

【片谷委員】 スライド42番。これは予測評価が問題だというより書き方の問題なのですけれども、環境基準0.06ppm以下と書いてあるのは、明らかに間違いでして、環境基準は正確には0.04から0.06のゾーン内またはそれ以下とい

うのが正しい表現です。実際には市の環境目標値の 0.04ppm 以下で評価されていますので、その評価結果に問題があるわけではありませんが、資料の書き方としては、この記載は正しくないという点を、指摘させていただきます。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。準備書の方の書き方は問題ないですね。こちらの今のこのスライドのことですね。

【片谷委員】 これも一般の方々の目につく資料だと思いますので、こういうところの記載はきちんと気を配っていただきたいということです。

【奥会長】 よろしいでしょうか、事業者の方。よろしくお願いします。

【事業者】 承知しました。

【奥会長】 それでは次、田中伸治委員お願いします。その後、田中修三委員お願いします。

【田中伸治委員】 私からは地域社会のことにに関してなのですが、予測いただきました交差点の需要率とか、あるいは歩行者の混雑に関しては、限界となる値よりはだいぶ小さいので、問題はないであろうということは理解いたしました。

一つお尋ねしたいのはスライドの91枚目になりますけれども、全般的な評価を書かれているところで、2点目に、市長意見でもお伝えしてあります待機車両の防止に関して、工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分行うということで防止しますとは書かれているのですが、市長意見の中では、待機スペースを確保してくださいと、施工計画の中で、そのように示されているわけなのですが、これについてはいかがお考えなのでしょうか。

【事業者】 市長意見をいただいておりますので、まだ具体的な面積等については出していませんが、施工ヤード内には多くのスペースは取れませんが、少なからず待機スペースを設ける予定でおります。

【田中伸治委員】 そうですか。分かりました。

もしかして、その交通安全教育だけでやりますということであると、実際にはそうはいかなくて、どうしても予定通りに施工しようとするところか、待機しなければいけないことが必ず起きますので、是非施工ヤード内にも、待機スペースを設けていただきたいというふうに思ったところです。ありがとうございました。

【奥会長】 ありがとうございます。それでは田中修三委員お願いします。

【田中修三委員】 私の方から土壤汚染についていくつか質問があるのですが、まずお聞きしたいことは、今回の事業実施区域のどちらかというところ北側の方に土壤汚染が残っているということなのですが、土壤汚染の調査と、それから改良工事、1期工事と2期工事、2回に分けてやられているようですが、これは自主的にやられたというふうに準備書の方には記載されているのですが、この調査及び改良工事をやられたのは、今回の事業主さんではないのでしょうか。どなたがやられたのでしょうか。

もう一つはどうして一部だけ汚染土壤が残されてしまっているのか、もし事情が分かれば、教えていただきたいと思います。

【奥会長】 お答えをお願いします。

【事業者】 今回の、汚染が残っている、残っていないというところに関しては、今の現在の事業者様ではなくて当時の事業者様の方でやられています。元の経

緯を御説明いたしますと、実はこちら、倉庫とか、駐車場とかで、実は言うところ、土壌汚染のリスクのない土地でした、定性的には。ただですね、当時の状況だと、何でもかんでも土壌を調べなきゃという風潮でして、その中で土壌調査の一旦をしています。その際に今回の建物が建てられる範囲、おおよそこの建ぺい率から見てこの辺だろうという予測値を立てまして、汚染があったのですけども、建物が明らかに立つだろうというところに関しては掘削除去をしております。護岸側に関しては、こちら建物は建たないだろうという形で汚染の残置を行っているというような形になっております。

【田中修三委員】 はい、分かりました。

それでは、今回の事業主としては、3,000 平米以上の形質変更を行うこととなりますので、届出をしなければいけないと思うのですけども、届出をすると当然過去にこの汚染があった、それから、汚染がまだ残っているということが分かっておりますので、おそらく汚染除去調査をもう一度やり直すのか、あるいは過去の調査の結果をもって判断するか分かりませんが、指定区域になる可能性もあろうかと思うのですが、それに対してはどういうふうに対応をとられる予定でしょうか。

【事業者】 今回事前に環境部さんともお話をさせていただいております。今回3,000 平米以上、土地の改変を行いますので、土壌汚染対策法の4条を提出します。その際に、併せて、土壌汚染対策法の2項という形で既往調査結果、対策調査結果、これを添付してお出しすることに今なっています。その際に汚染が残っているところに関しては健康リスクがないと、おそらく健康リスクないだろうというところで汚染が残置できる形質変更時要届出区域、こちらにですね、区域指定を受けるだろうというふうに思っております。その際に、これからその部分で掘削する際は土壌汚染対策法の12条、16条、法に基づいて掘削運搬を行うというようなことになっております。

【田中修三委員】 私もおそらく形質変更時要届出区域に指定されるだろうと思います。そうしますと、今回現時点で汚染が明らかになっているこの北側の方も、一応ここはプロムナードとか広場ですが、一部、低層棟の建設地にもかかっているようですね、広場の方が多いのですけども、過去のこの汚染調査の結果を見ますと、比較的浅いところで50センチ、1メートルとか2メートルとか浅層部での汚染が見られています。溶出量基準の超過と含有量基準の超過がありますけども。おそらくこれは、建物は建てないにしても土壌の入れ替え、掘削除去をせざるを得ないのではないかなということが推測されます。そうすると当然、汚染土壌が出てきますので、先ほど、廃棄物の方でも質問がありましたが、建設発生土の中で、当然この汚染土壌がどれぐらい出てきてそれに対してどう対策をとるのかということが必要になってきます。現時点の準備書で、法に基づいて対応するので、問題ないというような評価になっているのですが、法に基づくのは当たり前なのですが、その法に基づいた上で、実際にこの事業としてはどういう対策をとるのかというのは、可能な限り、やっぱり評価書の中では入れていただく必要があろうかと思っております。この準備書で、法に基づいてやるのでその結果としては、環境汚染の拡散を防止されるというふうに単純に結論付けているのですが、その根拠があまりにも弱すぎますので、もう少し詳細な取り組みをしていただきたいと思います。以上です。

- 【奥会長】 御意見ありがとうございます。
いかがでしょうか。評価書段階でもう少し対策の詳細を記述していただきたいということです。
- 【事業者】 前向きに検討させていただきたいと思います。
- 【田中修三委員】 それともう1点、今日の説明でもございましたが、自然由来による汚染ではないかと、5メートルから6メートル以深の深いところは。確かにその可能性はあるのですが、鉛の含有量基準を見ますと、結構高いですね。最高値 2,000 (mg/kg) ぐらいの値になっていますね。だから、これ明らかに人為的なものと考えられますので、あまりこの自然由来というのが強調されない方がいいのではないかと思います。ちょっと誤解を招くかなと思われま。
- 【奥会長】 今の点もよろしいでしょうか、事業者の方。
- 【事業者】 濃度と深さについては整理をしていきたいと思っています。
- 【奥会長】 田中修三委員よろしいですか。
- 【田中修三委員】 できれば、後で良いのですが、次の評価書ですか、評価書を出す前に少し事務局とのやりとりをさせていただかないと、評価書まで行っちゃうと、もう我々の審査員の意見が言う機会がなくなってくるので、事前に色々協議をさせていただきたいと思っていますのでよろしくお願い致します。
- 【奥会長】 では、少し整理していただいて、評価書への記載の中身をどうするかについてについてもあわせて、資料としてまた御準備いただくということがよろしいでしょうかね。田中修三委員。
- 【田中修三委員】 できればそうお願いしたいと思っています。
- 【奥会長】 事務局も事業者の方と調整をして、今の御要望にお答えできるように準備をお願いしたいと思っています。他はいかがでしょう。
- 【奥会長】 田中伸治委員どうぞ。
- 【田中伸治委員】 先ほどに関連してもう一つなのですが、スライド 105 ページのところで、事後調査の項目を挙げていただいています。地域社会に関しては、工事車両の走行台数ということで挙げていただいているのですが、先ほどの路上待機駐車を防止するという観点では、路上の待機車両の台数の調査もしていただければなと思います。もちろん、対応していただいた上で待機駐車が0台でしたということでしたら、それはそれで良い結果だと思しますので、そこも事後調査の項目として加えていただけると良いかなと思いました。御検討ください。
- 【奥会長】 いかがでしょうか、事業者の方。
- 【事業者】 承知いたしました。
- 【奥会長】 それでは、そのようにお願いいたします。他はいかがですか。五嶋委員、どうぞ。
- 【五嶋委員】 全体的なことなのですが、準備書P3-33から、いろいろなこの事業が実施されたときの、道路交通、通路、交通への影響、鉄道の状況、それから船舶、教育機関等の状況についての記載がありますが、御検討をお願いしたいと思っているのは、どちらかというとソフトの面で、この建物の中には、いろんなオフィスに加えて住居が備わるわけですね。そうすると、この新しい事業が加わることによって、一定の人口が増えると。それで歩行者のことについても言及があるのですが、歩行者のみならず交通への影響とか、それから当然そこには住居があるわけですから、当然いろ

んな世代の人口が増えるわけですよ。現時点での、その歩行者通路の量がどれぐらいで、それがこの新事業によってどれくらい増えて、そのことが特にこの地域の色々な交通とか、それから教育機関への通学とか通勤とかそういったものに、定量的にどれぐらい、負荷がかかってそれが環境負荷にとっては、許容範囲内であるというような記載があって然るべきじゃないかなと。例えば、公共機関にしても教育機関とか病院についての状況が記載されますよね。でも、その状況が記載されているだけで、それがこの新事業によってどう影響を受けるかということに関して、例えば病院についても人口が増えるわけですから、当然患者さんが増えるわけですし、それからいろいろな災害時についても非常に一気にいろんな障害を受ける患者さんが増えるわけですよ。それについてこの新事業が与える負荷が、どういう影響があるかっていうような記載は一切ないので、その点についてはもう少し踏み込んだ記載が必要なのではないかと。御検討いただきたいです。

【奥会長】 今のお話ですと、例えば教育機関や病院への、この事業による人口増に伴う負荷ということになりますと、環境影響評価にとどまらない影響についても、御説明があって然るべきといったような御意見のように聞こえましたが、そういうことですか、五嶋委員。

【五嶋委員】 環境というものをどういうふうに捉えるかなのですけど。

【奥会長】 アセスの評価項目は一応定まったものがございますので、それにのっとった整理ということはしていただいているのだらうと思いますが、防災やこの地域の安全に対しての評価項目というのは、このアセス条例の中に入っていますから、今スライド出してくださっていますが、この資料はあるということですね。ただ、教育機関や病院に対しての負荷というところまでは多分スコープには入っていないのだらうと思いますが、どうでしょうか。

【五嶋委員】 そのアセスの中の評価の対象外ということだと、そこまで踏み込んだ記載は必要ないというふうになるわけですか。

【奥会長】 もう少し具体的にどういった観点でということが、もし御提案としてあれば、事業者の方にもお答えいただけると。

【五嶋委員】 例えば、(準備書の) P3-39 に公共機関の状況で、教育機関で、リストアップがありますね。表の3.2-22でリストアップされているし、それから医療機関についてもリストアップされていますよね。

【奥会長】 これはそうですね、現況。

【五嶋委員】 それから交通についても、交通量が適正であるとか、特に問題がないとあって議論は今まであるわけで、それは事業の実際の新しい建設に伴う交通量の環境への負荷とか影響が議論されているわけですよ。だから、そういうものについての評価がここに項目としてはあるので、それについて対応できる、特に問題ないという、記載があれば、この記載内容があっても良いのですけど。ただ、言及して状況に触れているだけなので、ちぐはぐではないかなという感じなのですけど。交通に関しても評価してるわけですよ。例えば、現在コロナの影響で通勤者の量が減っているから問題ないというような記載があったと思うのですが、(準備書) P3-36 のところです。だから、結局言葉の言外には、この新事業について、特に問題ない影響ないということをごここで主張しているわけですよ。

- 【奥会長】 ここは、多分現状を書かれているということだろうと思いますが、評価をしているってということではないのではないですか。
- 【五嶋委員】 分かりました。準備書の内容の記載に特に問題ないということでありましたら、全て結構かと思います。
- 【奥会長】 五嶋委員の方で準備書の記載内容でここが足りないというのを、もう少し具体的に御指摘いただければ、そこは事業者の方に御検討いただくことは可能かと思います。ただ、環境影響評価の観点からということになるので。
- 【五嶋委員】 定義の問題で、その環境というものが、該当しないというのであれば、定義の問題なので、今のコメントは取り下げたいと思います。
- 【奥会長】 評価項目として選定した、しないの「まるばつ」(○×)の表がありましたよね。あれを見せていただくと、環境のスコップ、条例アセスのスコップが分かりやすいかと思います。
- そうですね、工事中での環境影響評価項目、供用時の環境影響評価項目、こういうふうに項目が決まっています。病院や教育機関への負荷、そのものよりは、多分この交通混雑だとか歩行者の安全だとかそういったところで、人口が増えることによる、周辺施設への影響も見る。
- 【五嶋委員】 地域社会のところで交通の混雑とか歩行者の安全ってことが問題になっている。当然ここに、特に問題ないのだからっていうアセスなら。
- 【奥会長】 事務局の方、何かありますか。
- 【事務局】 ありがとうございます。御意見をいただいている趣旨の中からはしますと、例えば医療機関の一覧ですとか学校の一覧、教育施設の一覧等が整理されているかと思うのですが、例えば通学路でありますとか、例えば大きな病院がある場合に、多くの方が通行するような道路があったとしますと、そういった医療機関ですとか教育機関に向かう方々の歩行が阻害されないかというような視点は、当然地域社会の中で考慮されるべき事項なのかなというところでは捉えております。リストはそのように活用されて然るべきなのかなと捉えています。
- 【五嶋委員】 なので、対象になるのではないのかなって思ったのが、今の発言の趣旨なのですけれども。住民がやっぱり増えるわけでしょ、ある一定数。当然それは、広い意味での環境、今言ったような交通の量とかそういうものについての評価は必要なんじゃないかと、イメージで思ったのですけど。
- 【事務局】 ありがとうございます。そうした中で周辺の歩道上の歩行者の現状の交通の量とですね、竣工後の交通の量の予測を事業者さんの方でされました、サービス水準のAという評価がどのようなものか少し説明いただいた方がいかもかもしれませんが、一旦周辺への負荷は一定程度の間に収まるというような説明を先ほどいただいたというようなところではあります。
- サービス水準Aというのがピンとこないところはあるので、もしかしたらその部分は説明いただくといいのかもしれないなと思っております。
- 【奥会長】 よろしいでしょうか。補足で説明ありますか、事業者の方から。今、サービス水準の話がありました。
- 【事業者】 サービス水準Aの正確な定義が把握できてないので。
- 【事務局】 次回少し御説明いただくことで調整したいと思います。
- 【奥会長】 もう少し詳しくその辺は周辺の学校だとか、病院、当然、そういった施設があるってこと前提で、交通混雑等の影響をいかに少なくするかという

ようなところ、もしくは安全の確保をしっかりとっていくということが求められるということですので、もう少し詳細な、そのサービス水準についての御説明を次回いただくということで、よろしいでしょうか。五嶋委員。

【五嶋委員】 はい、よろしくお願いします。

【奥会長】 他いかがでしょうか。菊本副会長、その後、横田委員でお願いします。

【菊本委員】 まずスライドの64枚目のところで、地盤に関することでお伺いしたいと思うのですが、以前の審査会の際にも少しお伺いして既に大丈夫だというような、こういう御説明になっていると思うのですが、いただいた情報からするとその近辺の水位、地下水は想定通り浅くて、それで基礎地盤の深さが結構5メートルそこから20メートル以上と深さが分布していて、これも構築する構造物からするとその地盤沈下を防げるというようなお話ですけど、ここの地盤の特徴は北東側と北西側に既設の護岸があるので、その既設の護岸が例えば地震が起きたときに側方に流動したりそういうふうな懸念はないかという、その記述がないのですけれども、それについて検討されていればその情報をいただければと思います。

【奥会長】 はい、いかがでしょうか。

【事業者】 既存の護岸につきましても工事を、造成する際に、柱状改良をして構築されたら、確かいただいた図面にはなっていたかと思っておりますので、もう一度確認して、次回、御報告、回答できるようにいたします。

【菊本委員】 分かりました。ありがとうございます。古い護岸ですと、やっぱりちょっと側方に流動するとかっていう懸念もあるので、その辺の情報はきちんと御確認いただくとありがたいです。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。資料は次回またお示しいただくということでお願いします。では横田委員お願いします。

【横田委員】 ありがとうございます。

緑化、生態系関連なのでありますが、丁寧に生物調査をしていただいて非常に状況がよく分かってですね、うまく活用できるデータになっているのではないかなというふうに思います。

緑化率に関してなのですが、地区計画に記載された緑化率に低層棟の屋上緑化についても含まれているのかどうかということの一つ、お伺いしたいなと思っておりました。あるいは設備ヤードが結構低層棟の屋上にありますので、低層棟の屋上をどれくらいの緑化空間として位置付けられているのか、分かりましたら教えてください。

【奥会長】 お願いします。

【事業者】 屋上緑化も含めまして全体で14.87パーセント以上を確保していきたいと考えておまして、今、地上で14.87パーセントって今回だいたい1,850平米ぐらいになるのです。そのうちの1,250平米ぐらいを地上面、残り600平米ぐらいを屋上面で何とか取れていけないかなというところで今詳細検討中でございます。

【横田委員】 承知しました。外来種に対する配慮なんかもこう書いていただいている、屋上は粗放的な環境になりやすいので、そういったところで外来種とかあるいはひよっとすると来て欲しくない生き物も来て営巣してしまうような状況が生じないような管理の仕方を踏まえて、緑化計画を検討した方がよろしいのかなと思っておりました。

あと北側も比較的に日影が冬に乏しい場合に、緑化樹木が陰樹ばかりにな

るとどうしても、人が寄り付かなくなるような緑も生じ得るので、できるだけそういった、環境が暗くならないようにうまく配慮して緑化されるとよろしいのではないかなと思いました。

2つ目の景観についての質問なのですけれども、それぞれ客観的に適切な評価結果を導かれていると思うのですけれども、ファサードに関してあまり明色系ってというような御話ありましたけれども、立体構造であるとか色彩に関する表現はなかったのか、ガラスの面が来るのか来ないのかとか、現状どこまで御検討されているのか分かりませんが、今景観影響として検討されているファサードの状況が分かりましたら、教えていただければと思います。

【奥会長】 いかがでしょうか。

【事業者】 まず、ファサードと景観の検討状況については、別途、横浜市の別の審査会でも今審議をしているところで、ある程度情報についてはもう出せるようになってきておりますので、次回の審査会のときに、情報提供させていただければと思います。

【横田委員】 はい、承知しました。ありがとうございます。

【事業者】 緑化の方については今後、具体的な緑化、概ね植栽予定樹種については、案が出ていますけれども、これの具体的な配置等については引き続き検討させていただきたいと思います。

【横田委員】 ありがとうございます。

【奥会長】 はい、よろしいですか。それでは宮澤委員どうぞ。

【宮澤委員】 今の景観のところと引き続いてですけど、(スライド) 101 ですね。この評価のところ、新港ふ頭方向の眺望が遮蔽されると、明確に書かれていて、結論としては、全体の機能が維持されると、正直、非常に表現に違和感を覚えました。維持されてないじゃないか全体的にも、と。書き方の問題なのかもしれませんが、例えばパーセンテージでこれくらい維持されるから、まあいいじゃないかとか、9のスライド、ちょうど左から右へうまく右肩上がりになっているのですね、こういう景観を重視したので、高さも前よりの計画を低くしたし、その美しさを維持したいためにこうした、ということでこれは仕方がないのだとか、何かこの辺何か書き方はないのですかね。はっきり言うと、えらく強弁しているなというか無理にこういう表現しなくてもいいのではないかというのが正直な印象です。

【奥会長】 いかがですか。

【宮澤委員】 どうですか、こういう言い方するのですか。

【事業者】 展望フロアの機能が維持されるという表現させていただいたのは、この展望デッキがですね、この北仲ノットの3か所に分散して設けられていて、今それぞれ見る方向が異なったりします。その中で対象事業実施区域に向いているのが、北東角の展望フロアなのですが、ここについてはある程度遮蔽はされるけど、ベイブリッジですとか、山下公園ですね、大栈橋と、そういう眺望に優れたものについては、引き続き、眺望することができるので、展望フロア自体は港および陸地の眺望が見えることというのが、整備計画で述べられていたこともあって、そういった元々の整備計画に記載されている内容については、維持されるということで、このような表現にさせていただいたものです。

【宮澤委員】 表現を変えろとまでは言いませんが、正直なところやはり違和感を覚え

ます。こういう表現でいいのかなというのがありますね。ですから、もうちょっと気の利いた表現があるのかなと思ったりしましたけども、以上でございませう。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。

おそらく違和感を覚えるというのは、一般的には多くの方が違和感を覚えるだろうなと私は思いますけれども、こういうふうには事業者としては、判断したというか評価したということですから、それをどう受けとられるかっていうのは、そこも意識して、お書きになっているということであれば、事業者の責任で書いていただくということになるかと。

【宮澤委員】 私が申し上げたのは、審査会としてこういう表現を認めて困ったなと思っているわけです。いいです。先を進めてください。

【奥会長】 こういう指摘もあったということで、もし表現を変えるのであれば、変えるで、御検討いただければと思います。維持されるのであれば、事業者の責任でということになるかと思ひます。それでは田中稲子委員お願いします。

【田中稲子委員】 温室効果ガスに関して、スライドで言うと25ページあたりになるのですが、予測に関しては丁寧にやっけていただいて、詳しく状況が分かったのですが、1点確認したいのが、共用部に関して、太陽光発電で一部補うような文言が、今表示されているものと上から4ポツ目にあるのです。結構、共用部の排出量が多いと思うのですが、専有部と比較して、半分以上それを全て賄えるのか、それともその相当一部を期待しているのかというところの太陽光発電に頼る割合をお伺いしたいのと、あと確認としては、今回の予測値の中には太陽光発電に関わる部分が入っていない、という理解で大丈夫でしょうか。

【奥会長】 お答えをお願いします。

【事業者】 まず、予測の条件に太陽光発電は、現状では入っておりません。

それから、太陽光発電の規模等についてはですね、全てを賄うことは、今想定はしておりませんで、まだ具体的な設置場所と規模については、風荷重の検討なんかも残っておりまして、今後具体的には検討している段階でございませうので、何割っていうのを、今明確にお答えすることは現状ではできないということとございませう。

【田中稲子委員】 追加で確認ですけど、その一部補うのが何パーセントになるかということも今後関わってくると思うのですが、低層部の方の建物に設置しようとしているのか、高層棟の一番上に設置しようとしているか、その辺りもまだこれから検討なのでしょうか。

【事業者】 その通りです。

【田中稲子委員】 ほぼ全体の削減割合として期待できない、もう1パーセント未満の話なのか、もう少し期待できる、今回予測していただいたものよりも少し多めに削減ができると思ひていいのか、その辺りをお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

【事業者】 先ほどの屋上緑化範囲ですとか、設備機器の置き場ですとか含めまして、いろいろ今設計検討中とございまして、太陽光パネルがどこにどう設置できるかっていうのにあわせて、排出量等も関わってくると思ひますので、もう少し検討時間をいただけたらと思ひております。

【田中稲子委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。

- 【奥会長】 よろしいですか。これは検討時間をということですのでけれども、いつ頃その情報はお示しいただけるといふふうに考えればいいですか。
- この手続きの間に、御提示いただけるのかそれとも評価書段階もしくはその評価書が出た後の段階になるのか。
- 【事業者】 評価書前の段階では、ある程度の数値は出せる見込みであるというふうに考えています。
- 【奥会長】 分かりました。ということは、この審査会の場に御提供いただけるということですね。
- 【事業者】 そうなりますね。
- 【奥会長】 分かりました。田中稲子委員、その時にまた見ていただいて御意見いただければと思います。
- 【田中稲子委員】 ありがとうございます。
- 【奥会長】 では、上野委員お願いします。
- 【上野委員】 騒音のところで、教えていただきたいのですが、スライドで言うと54ページの、予測結果、設備機器の稼働の騒音のところなのですが、予測値43.8（デシベル）というのが地上1.2メートルで、その右側の図は、この地上1.2メートルのコンターマップですよね。というのが、準備書のP6.6-31に、似た図が載っていたのでそうなのかなと思ったのですが、この予測最大値の49.4デシベル（dB）というのは、東側地上31メートルと、スライドの方には書いてあって、要は31メートルの高さのところたくさん設備機器が並んでくるということだと思っております。その31メートルのところでも、スライドに出しているみたいなコンターマップ、騒音レベルの予測をしているということなのですかね。準備書の方にも載っている結果が、おそらく1.2メートルの高さでしか載っていないように見えて、何が気になっているかということ、31メートルの高さでの設備機器の配置というのが、準備書図6.6-9に載っていると思うのですが、31メートルの地点での結果が特に図のような形になっていないのでよく分からないのですが、配置で特にオレンジに示されている排気ファンが、かなり発生音大きい、騒音設備機器のように書いてあるのですが、そうすると、東側とか南側の境界で最大値になるという、その表で出てくる結果がどうしてそうなるのかなっていうのはよく分からなかったりですね、つまり一番影響が大きい31メートルの高さでの騒音の分布がどういうふうになっているのかっていう図がないので、どういう予測になっているのかがよく分からなくて、その辺の結果はどんなふうに出てきているのでしょうか。少し補足していただければと思ったのですが、
- 【奥会長】 事業者の方。
- 【事業者】 おっしゃる通り準備書に載せていますこの騒音のコンター図は、地上1.2メートルのものでして、これでいうと機械の数の多い、事務所側の設備機器影響で、西側ですとか、東側のあたりはレベルが高くなっています。一方、上空の音になりますと、今度東側の設備機器の敷地境界の距離が、西に比べると東側非常に近接していることがありまして、東側のそこが上空での最大値になるということになります。準備書には載せていませんが、高さ別の騒音の計算は行っておりますので、31メートルなりその高さ付近でのコンター図を補足資料で御提出することは可能です。

【上野委員】 なるほど分かりました。言われてみれば、東側すごい敷地に接している
のでというのも、確かに言われるとそうなのかなと思うのですけれども、
その高さのものがあるといいかなと思います。

【奥会長】 そちらはお示しいただくということで、よろしいですか。

【事業者】 はい。

【上野委員】 ありがとうございます。

【奥会長】 では、片谷委員どうぞ。

【片谷委員】 先ほど一緒にお話すればよろしかったかもしれませんが、先ほどはちょ
っと厳しい事を申し上げたので、まず風害ですね、風環境のところ、ス
ライドで言うと83、84を開いていただくといいかと思うのですけども、今
回この案件で、この風害の予測をどうまとめるのかというのは結構難しい
なと思っていたのですけれども、非常にケース設定をうまく取られて、予
測を出していただけたと思っております。

1点だけ確認をさせていただきたいのですけれども、83のスライドで超
過頻度、という数字で、これがケース2と4であまり差がないから問題が
ないという趣旨の御説明だったと理解したのですけれども、超過頻度とい
う、超過率がこのぐらいの差だったら、同等とみなせるみたいなものは、
何か文献か何かがあったでしょうか。私あんまりその辺の記憶がなくて、
これで同等というふうに判断された根拠みたいなものはありますでしょ
うか。ありましたら教えていただきたいというのが、質問です。

【奥会長】 いかがでしょうか。

【事業者】 同等であるというそういう評価に結びつける文献については記憶がな
い、明確にそれを見ているものではありません。

あくまでも今回の評価は、ケース1の17パーセントに対して、ケース4
では35（パーセント）に上がっている。35（パーセント）からケース2
の、B-1の事業が始まってもそこから約2パーセントしか増えてない。

あくまでも相対的な数字を申し上げたもので、影響がないというふう
には申し上げてないと思っていたのですが、村上式評価のランク外になるの
が35.00（パーセント）を超えると、なるということで、事業がないケ
ース4の場合は35.00（パーセント）ということですので、本当にもう、黄
色と赤の僅かな差であるというふうな状況ではありました。

【片谷委員】 分かりました。要するにこの数字を見て35（パーセント）で収まってい
るので、37（パーセント）と数パーセントの差であるという判断をされた
という認識でよろしいですね。

【事業者】 あくまでもその相対的に現況に比べるとケース2とケース4は同じに見
えるということです。

【片谷委員】 了解しました。それで、結構です。ありがとうございます。

【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。他はいかがですか。

数多くの御意見、御指摘いただきまして、また引き続き事業者の方にも
御準備いただく資料などもございますので、また次回以降、本件につい
ては審議をさせていただくことに致します。

他にないようでしたら、事業者の方との質疑応答はここまでとさせてい
ただきます。

よろしければ、それでは事業者の皆様どうもありがとうございました。

（事業者退場）

カ 審議

- 【奥会長】 それでは審議に入ります。追加の御質問、御意見ございましたらお願いいたします。菊本委員どうぞ。
- 【菊本委員】 あまり明確な意見ではないのですけれども、途中で宮澤委員が言われた眺望の話がやっぱり僕も気になりまして、北仲ノットの展望フロアの写真を見ると、もう3割ぐらいのエリアが建物で見えなくなっているの、明らかに展望としては影響があるという感じがします。ただ環境影響評価としては、この北仲ノットも別にもう元々そこよりも内陸側にあった建物とかも眺望を阻害した結果建っているわけで、それでその眺望に影響があるが、環境影響評価上は問題ないっていうことでも、それはそれで僕はいいと思っっているのですけど、ここの書き方は影響がないというのはやはり変な感じがしていて、これは事業者に言うことではなくて、事務局に何かこの辺りの書き方はどういうふうにするのが良さそうかとかということをお伺いしたく、それで事業者が出てから今お伺いしている次第です。
- 【奥会長】 はい。
- 【事務局】 はい、ありがとうございます。この部分、事前に事業者さんともかなりの時間議論をして一旦この表現にしているというところがあるのですけれども、一つには、眺望が説明でうまく伝わりにくかったかなというところあるのですけれども、みなとみらい、山下公園方向に加えまして、根岸湾の方向、それからランドマークタワーの側の方向といった、フロア全体としては360度に近いような眺望が得られるデッキになっています。写真で今日御説明しましたのはそのうちの一部というところがありまして、その360度という中においては影響がないと言っていいのかどうかというところで、一旦全体を見渡せるというようなフロア全体の機能は維持されるという評価に最終的に一旦しているというようなところです。今日の御指摘をいただきまして、とは言ってもかなりインパクトの大きい建物がはっきりと分かるように見えますので、少し表現の部分はまた事業者と相談してみたいなと思っっているところではあります。
- 【菊本委員】 この辺の書き方はおそらく難しいと思うので、会長か名指しですみませんけど片谷先生とか、大体どんな感じのものなのかっていうのがあったらその辺のアドバイスもいただきながらまとめていただけるといいかなというふうに思いました。
- 【事務局】 はい、そうですね。御助言いただけるようでしたら、よろしくお伺いいたします。
- 【菊本委員】 はい、よろしくお願いします。
- 【事務局】 ありがとうございます。
- 【奥会長】 はい、準備書のページで言うとP6.14-26ですね。図の載っているページの一番下の文章ですよ。
- 【菊本委員】 そうですね。はい。
- 【奥会長】 影響はないとは言っていないのですよね。「展望フロアは全体の機能は維持されるものと予測します」と言っていて、ですから360度の内の一部は見えなくなるけどそれ以外の部分が見えるから機能は維持できるというそういう説明だったのですが、先程私が申し上げたのはもうこういう表現するかしないか事業者の責任で判断してください、ということなのですよね。どうこうしろとそこまで細かく表現についてまでこちらで指導すべき

かというところ。

【菊本委員】 なるほど。僕も強い考えがある訳ではないので、それであればそれでも良いのかな、というふうに思いました。ただ宮澤先生のおっしゃったことも、このパワーポイントのスライドを見るとごもつともだなと思ったので、念のためお伺いした次第です。

【奥会長】 違和感を覚える方は多分多くいらっしゃるだろうと、それを前提にそれでもなおこういう表現するのかどうか自分で判断してください、ということをお断り申し上げたつもりだったのですけれど。片谷委員、何かございますか、その点。

【片谷委員】 名前が出てきてびっくりしているのですけれど、私も会長がおっしゃった事業者がそう判断して書かれていることなので、それを否定するような話ではなさそうな気がしております。ですから、機能は維持されているという意味でそういう主張であるというふうに理解をすれば許容していいのではないかと、というのが個人的な見解です。

【菊本委員】 御意見ありがとうございます。僕は、中外製薬の研究開発の拠点の事業を少しこの時思い出しまして、眺望には明らかに影響が見た感じはあるのですけれども、でも、それでも建てることには問題がなかろうというような判断だと思うので、そのあたりのところの書き方というのはどうなのかなと思って聞いた次第です。ありがとうございます。よく分かりました。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他はいかがでしょう。はい、事務局どうぞ。

【事務局】 事業者の方ともお話ししたいと思いますけど、この北仲地区というのは横浜市が北仲地区まちづくりの中でやっているところもありますので、おそらく高さやこの傾斜もその中でやっている話だと思います。なので、このB-1のこの新築事業が大きな影響を与えるということはないと思いますが、その辺りは再度事業者の方とお話してみたいと思います。

【奥会長】 はい、お願いいたします。

【菊本委員】 ありがとうございます。

【奥会長】 はい、宮澤委員は今の点と関連ですか。どうぞ。

【宮澤委員】 結局、あの調和しているとかですね、問題はないとかというふうに今、結論を評価するのはですね。結局そこにはゼロか百しか表現がない、ゼロか百の表現しかしていないのですよ。これもその調子で押し切った、というふうに読める訳なのです。ところがそれが明らかにこの写真見ると、やっぱり見えない、遮蔽しているよね、というのがはっきり分かる訳です。そういう時にどこをどういうね、表現をするのかというのは、そのゼロか百の表現ではなくてもうちょっと考えるべきなのだろうなど。そうではないとやっぱりなかなか普通に納得いかない。いくら環境を損なっている、問題がないとか調和していると、そういう表現で評価すれば、もうそれでいいのだと、それは事業者の責任であって、それはちょっと僕、さすがに無責任な言い方なのかなという気がしますので、もうちょっとここはこの表現、遮蔽がされているのだというのを認めているのだとしたら、何かしらの、先程事務局からあったように、例えばスカイラインを維持したいのでこの辺はもう認めてくれとかですね、そういう表現で僕は全然おかしくないのではないかと思います。なので、今の結論は違和感があります。以

上です。

【奥会長】 事務局の方でも事業者の方と今の点については、お話してくださるということですので、それを受けてどう判断されるかということですね。

【宮澤委員】 それは、お待ちしますけどね。

【奥会長】 はい。

【菊本委員】 今の点ですけれども、以前からこういう会では、気になったことは委員の方からも何でもおっしゃっていただくと、そういうスタンスでやっていたと思うので、だからこの審査会で完全にオーソライズしているかどうかというのは議事録も含めて判断されることだと思いますから、宮澤委員からも気になったことというのは忌憚なく御意見いただいて、それが議事録に残っていったら、その内容が事業者にも伝わって、一度それで判断いただければそれでいいのかなというふうに僕は思っています。ということで付け加えですけれども、以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。では、五嶋委員どうぞ。

【五嶋委員】 はい、私は宮澤委員の感覚に非常に近いのですけれども、今御指摘あったように、そういうことが実際に議事録に残っていろいろ検討されていくというのはすごく大事な点。その観点でもう一つ、私が発言した部分なのですが、環境アセスは一度ルールを作ってしまうと、それをずっと踏襲して、大きく基準をいきなり変えると、全部悪いことになってくるということはあると思うのです。ですけど、やっぱり徐々に時代とともに見直されていく必要はあるのではないかと。そういう観点でやっぱり環境というものがその意味を持つとすると、それは生物多様性、その生物の中に人間がいる訳なので、人間のそこに新しい新事業が加わったことによる影響というのは当然人が影響を受けるという、そういう観点からいけば、そういう私の発言の意図としては、そういうものも環境アセスの中に今後加えていってもいいのではないかという意見として捉えていただけないかなという、お願いする次第です。だからそれはその定義、それを関係の対象にするかどうかは今後社会的なコンセンサスが得られていくか、いろいろな自治体で行われるアセスの問題、あり方自体も、以前議論があったと思うのですけれども、アセスの仕方はやっぱりずっと未来永劫固定したものではないと思って、そういう面で御検討いただきたいなと思います。

【奥会長】 はい、今おっしゃっていただいたような観点というのは今のアセス制度の中においては踏まえているところだとは思いますが、それを具体的にどういう評価項目で落とし込んでいくのかというのは、また、もう少し他の観点もあるのではないかとということで、引き続き、状況の変化も踏まえて検討していくべきだというのは御指摘の通りですね。何か今の評価項目だと、この辺が足りないとか、しっかりと補足しきれてないとかというようところが、具体的に出てきたら、また、更に検討を加えていくということかと思えます。はい、ありがとうございます。

【菊本委員】 今の点についてもすみません、菊本ですけれども。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【菊本委員】 この審査会の中で、これは守らなきゃいけないとかこの基準を満たさなきゃいけないという基準を追及することも大事だと思うのですけれども、例えば今の事業の隣のAPAホテルの事業の時は、確か災害が起こった時に周辺の住民を受け入れて、備蓄を蓄えておいたり、非常電源とかそういう

のを確保して対応してもらえるかというのでそれを引き受けていただいたとかということもありましたし、だからこの基準を満たしてこれは最低限守らなきゃいけないってことだけではなくて、追加でポジティブなそういう対応をしてもらいたいという願いをどんどん出して行って、それでより良いものにするということも可能だと思うので、そのあたりの御意見を委員の皆さんからもいただいて、事業がより良くなればいいかなというふうに僕は思っています。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。そうですね、基準クリア型ではなくて、ベスト追求型で何ができるかを考えていただくという、その通りですね。はい、ありがとうございます。

本件についての意見というよりは更にアセス制度のあり方にまで今波及していますけれども、そこまで及んでいますけれども、よろしいですか。他に御意見ございますか。

【宮澤委員】 宮澤ですけれど。

【奥会長】 はい。

【宮澤委員】 五嶋委員のおっしゃったことは最もなところがありまして、開かれた審査会にするというのは多分御意識なのだろうと思うのです。ですので委員の方から、今の制度はここのあるのだけどこれが足りないとか、こういうことはやらないのかという提案があった時に、審査会としては時間的にいろいろ制限あると思うけれども、そういうものを審査会委員全体で議論して、より良くしようじゃないかと、そういう御提案だろうと思うので、これは今の制度がないからもうここで切りましようっていうのは、どうかなというの、そういうことになると思いますので、その辺もうちょっと皆さんも柔軟に考えていただければよろしいのかなと思っております。以上です。

【奥会長】 分かりました。個別の案件の審査の話とアセス制度のあり方の話。

【宮澤委員】 いえいえ、そうではなく、本件ではこういう問題も入れたらどうかというのは、五嶋委員の提案だと僕は思って受けとめていたのですよ。別に制度の問題ではなくて、この点どうでしょうか。だから例えば、審査会としては、制度にはないけれど、この件に関しては、もうちょっとやろうかというのを。

【奥会長】 御提案はいいと思います。

【宮澤委員】 事業者の同意を得て求めてみるということのも可能な訳ですから、そういうことではないでしょうか。

【奥会長】 はい、具体的な御提案を、その案件ごとにいただくというのはいいと思います。制度の枠に捉われることなく、この辺もより改善の余地があると思われる点があるのであれば、具体的にそれは専門家として御意見いただくということが、別に排除されている訳ではありませんし、むしろ建設的な御意見をいただくということが、よりよい事業に資する訳ですから、それはよろしいかと思っておりますけれども、強制できるわけではもちろんないので、事業者が最終的に判断するというにはなりますけれども。それはおっしゃるとおりだと思います。そういう共通認識は、多分、持っているのではないかと思うのですが。はい、五嶋委員どうぞ。

【五嶋委員】 手短かに言うと、具体的にこういう文言があったらいいのではないかなというのアイデアとしてこちらも思い浮かぶのですが、事業者の方も反

応されていまして、考えていただいてこういうことでどうかということがあれば、それを議論して噛み合っていくのではないかとこのように思います。

【奥会長】 はい、そうですね。他はいかがですか。よろしいでしょうか。時間が押してしまってもう1件ございますので、本件については以上とさせていただきます。いずれにしてもこの案件については継続審議ということになりますので、また引き続き御意見を頂戴できればと思います。

(2) (仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 質疑、特になし

ウ 検討事項一覧について事務局が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 はい、御説明ありがとうございます。それでは、整理していただいているこの内容について、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。何か漏れていること、ございますか。今までいただいた御意見、網羅されておりますでしょうか。

はい、田中修三委員どうぞ。

【田中修三委員】 土壌汚染のところ、今のスライドですが、「汚染が確認された場合には法令やガイドライン等に基づいて対応することを記載してください」という部分について、いいのですけれども、ただ単にガイドライン等に基づいて対応するというだけではなくて、その内容をやはり可能な限り書いていただく必要がありますので、今日の、他の先程の案件もそうなのですけれども、法令に基づいて対応すると言うだけでは、ちょっと評価のしようもありませんので、対応をどういう表現したらいいかわかりませんが、「ガイドライン等に基づいて対応してその内容を記載すること」ということですかね。

【事務局】 「対応の具体的な内容を」ですとかそういったことになるでしょうか。

【田中修三委員】 そうですね、「可能な限り具体的な内容を」ですね。

【事務局】 はい、ありがとうございます。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他はいかがですか。大丈夫でしょうか。田中伸治委員大丈夫ですか、交通のところも。

【田中伸治委員】 はい、大丈夫だと思います。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。それでは、こちらの検討事項等一覧を踏まえまして、そして今、この対応の詳細を準備書に記載することということに変えていただきますけれども、そちらも踏まえた答申案を次回事務局の方で準備していただくということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

【事務局】 はい、承知いたしました。

【奥会長】 はい、それでは事務局、そのようにお願いいたします。

では、本件に関する審議はこれで終了となります。本日の審議内容につきましては、後日会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定されておりました議事は全て終了いたしましたので事務局にお返しいたします。

【事務局】 はい、それでは、本日の審議につきましては終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。
(傍聴者退出)

- 資 料
- ・(仮称)北仲通北地区B-1地区新築工事に係る環境影響評価準備書について(諮問) 事務局資料
 - ・(仮称)北仲通北地区B-1地区新築工事 環境影響評価準備書に係る手続について 事務局資料
 - ・(仮称)北仲通北地区B-1地区新築工事 環境影響評価準備書の概要 事業者資料
 - ・(仮称)関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
 - ・(仮称)関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 方法書に関する検討事項一覧 事務局資料